

国際関連情報 Report from IASB

事実は小説よりも奇なり — マイナス金利第二弾 —

IASB 客員研究員 やました ゆうじ
ASBJ 専門研究員 山下 裕司

「マイナス金利」というのは、一言でまとめると、「お金を貸した人が借りた人に対して金利を支払う」状態です。これは、多くの人にとって直感に反することであることは間違いありません。多くの人には「経済的な合理性は何なのか」と問うことでしょうか。日本では長らく超低金利が続いていますが、たとえ実際の違いは僅かではあっても、+0.1%と-0.1%の間には、感覚的には大きな差があります。

会計基準も同じことです。欧州でマイナス金利が広がって以来、会計基準上の扱いが問題になっています。第一弾は、マイナス金利の受取や支払をどう表示するかという点でした（2015年1月のIFRS解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）で議論）〔本誌第48号「マイナス金利の表示」95頁参照〕。第二弾は、「マイナス金利環境下における変動金利型金融商品のフロアーの分離」という論点です。本年9月のIFRS-ICで議論がなされました。

マイナス金利環境下における変動金利型金融商品のフロアーの分離

問題の所在

- IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」11項(a)によれば、組込デリバティブ (embedded derivative) は、もしもその経済的性質

やリスクが主契約 (host contract) と「密接に関係していない」 (not closely related) ならば、主契約と切り離して、単独のデリバティブとして経理しなければなりません。同じくIAS 第39号のAG33項(b)によれば、「負債性の契約 (中略) の金利に係る組み込まれたフロアー (中略) は、当該金融商品の発行時において、フロアーが市場金利 (market rate of interest) 以下であり、(中略) 場合には、主たる契約と密接に関連している」とされています。これは、主契約が変動金利型貸出の場合には、契約時にフロアーが in the money であれば、フロアーを主契約から切り離して、単独のデリバティブとして扱うことを意味します。

- 金利がプラスである通常的环境下では、契約の時点でフロアーが in the money になっている状況は考え難いので、この要求はそれほど大きな問題になりません。しかし、マイナス金利的环境下では、銀行など貸手の立場からすると、「お金を貸したのに借手に金利を支払うのはおかしい」という話になり得ます。したがって、変動金利貸出の契約に当たっては0%のフロアーを組み込まざるを得ないという判断があってもおかしくはありません。しかしこうなると、スワップ金利やLIBORなどのベンチマーク金利がマイナス

で推移しているならば、IAS 第 39 号の要求に従って、フローアを主契約と切り離して処理する必要があるのか、という問題が発生します。

解釈指針委員会における議論

結論としては、IFRIC では、解釈も基準の改訂も必要ないという暫定決定がなされました。第一の理由は、AG33 項(b)の要求は、金利がプラスであるかマイナスであるかにかかわらず適用されなければならないということです。第二の理由は、IAS 第 39 号で多用されている「市場金利 (market rate of interest)」が何を指すのかに関係するのですが、この議論を誤解なく正確にお伝えするのは短い誌面では非常に難しいため、ここでは割愛させていただきます。

雑感

自分自身、以前は、マイナス金利という奇怪

な現象が長期にわたって継続するような事態はあり得ないと漠然と考えていました。その意味では、長年の常識にとらわれていたということだと思います。

会計が経済取引の忠実な表現を目指すものとしても、絶対的な判断基準があるわけではないとすれば、会計基準は、社会全体のコンセンサスあるいは「常識」をベースにしているといってもいいのかもしれませんが。

しかし、経済事象は生き物であり、これまで想像もしていなかったようなことが実際に発生します。マイナス金利はその好例でしょう。それに基づいて、会計基準も新たな目線で考えたり見直したりする必要が生じます。

その意味で、マイナス金利は、会計基準がいかにダイナミックでかつエキサイティングなものであるか、改めて実感させてくれる題材です。